

全国施行時特例市市長会規約

(平成12年11月10日制定)

改正 平成15年7月28日

改正 平成20年8月8日

改正 平成26年5月20日

改正 平成26年11月5日

改正 平成28年10月17日

(名称及び組織)

第1条 この会は、全国施行時特例市市長会（以下「市長会」という。）と称し、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第2条に規定する施行時特例市をいう。）の長をもって組織する。

(目的)

第2条 市長会は、構成市（市長会に加入している市の長（以下「市長」という。）が統轄する市をいう。以下同じ。）相互の緊密な連携のもとに、自律可能な都市の確立を図ることにより、地方分権の推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 市長会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 都市自治体が抱える課題等に関する構成市相互間の情報交換等に関すること。
- (2) 中核市への移行に関する構成市相互間の情報交換等に関すること。
- (3) 都市自治体が抱える課題等又は中核市への移行に付随する権限移譲及び財源措置についての国への要望に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的の達成のために必要なこと。

(役員)

第4条 市長会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名以内

2 役員は、総会において選任する。

3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(連携特命担当)

第4条の2 市長会に、指定都市市長会・中核市市長会等との円滑な連携のために連携特命担当を置く。

2 連携特命担当は、会長が選任する。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、市長会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計の監査を行う。

(相談役及び顧問)

第6条 市長会に、必要に応じて相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、市長会に諮って、会長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、市長会において意見を述べることができる。

(総会)

第7条 総会は、年1回以上開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長は、会長がこれにあたる。
- 3 総会は、市長会の事業及び運営に関する基本的な事項を決定する。

(事務担当者会議)

第8条 市長会の円滑な運営を図るため、市長会に事務担当者会議を置く。

- 2 事務担当者会議は、構成市の主管部長又は課長及び担当者をもって組織する。
- 3 事務担当者会議は、必要に応じて、会長が招集する。
- 4 事務担当者会議の議長は、会長に選任された市長が統轄する市(第10条において「会長市」という。)の主管部長又は課長がこれにあたる。

(部会)

第9条 第3条に規定する事項を円滑に実施するため、市長会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は当該部会に属する市長の互選により定める。
- 3 部会は、必要に応じて、部会長が招集し、その座長は、部会長がこれにあたる。
- 4 部会長は、必要に応じて部会内に分科会を設置し、分科会長、副分科会長、会員を指名してその任にあたらせることができる。
- 5 部会における協議事項は、総会に報告するものとする。

(研究会)

第9条の2 第3条に規定する事項を円滑に実施するため、必要に応じて、市長会に研究会を置くことができる。

- 2 研究会に、それぞれ研究会会長及び研究会副会長・幹事を置き、研究会会長及び研究会副会長は当該研究会に属する市長の互選により、研究会幹事は研究会会長の指名により定める。
- 3 研究会は、必要に応じて、研究会会長が招集し、その座長は、研究会会長がこれにあたる。
- 4 研究会における協議事項は、総会に報告するものとする。

(事務局)

第10条 市長会及び事務担当者会議の事務局にあつては会長市に、部会及び研究会の事務局にあつては部会長市及び研究会会長市に置く。

(会計)

第11条 市長会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(経費)

第12条 市長会の運営に要する経費は、構成市の会費及びその他の収入をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成12年11月10日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に選任される役員の任期については、第4条第3項の規定にかかわらず

ず、平成13年3月31日までとする。

- 3 監事については、第4条第1項第3号の規定にかかわらず、平成13年3月31日までは1名とする。
- 4 部会における副部長については、第9条第2項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までは設置しない。
- 5 協議会の最初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、平成12年11月10日に始まり、平成13年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規約は、平成15年7月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条の2の規定は平成26年11月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年10月17日から施行する